

名古屋港管理組合公報

平成24年12月14日

(金曜日)

第 507 号

目 次

○公益的法人等への職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則	1
○平成25年度及び平成26年度の物品の製造等の競争入札に参加する者の資格審査申請	1
○臨港緑地の使用停止	2
○名古屋港管理組合議会議員の失職	4
○公報第505号	4

規 則

公益的法人等への職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十四年十二月十四日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第六号

公益的法人等への職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への職員のパ遣等に関する規則（平成十四年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。
第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
第五条に次の一号を加える。
五 名古屋港埠頭株式会社

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする改正規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

告 示

名古屋港管理組合告示第40号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成25年度及び平成26年度において名古屋港管理組合が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）の競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請について、次のように定める。

平成24年12月14日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

第1 競争入札に参加することができない者

次の各号の一に該当する者は競争入札に参加することができない。ただし、管理者が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 2 営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
- 3 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- 4 名古屋港管理組合が指定する国税、都道府県税及び市町村税が未納である者

第2 物品の製造等の契約についての競争入札参加者の資格

物品の製造等の契約についての競争入札に参加することができる者は、次に定める資格審査項目により審査して行う。

- 1 資格審査の項目
 - (1) 年間売上高
 - (2) 資本金
 - (3) 営業年数
- 2 入札参加資格審査申請書の添付書類
 - (1) 登録又は許可等を証明した書面
 - (2) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
 - (3) 納税証明書
 - (4) 印鑑証明書
 - (5) 身元（分）証明書
 - (6) 委任状

(7) 物品の製造等の経歴書

(8) 口座振替申請書

(9) 入札参加資格申請書受付証

第3 入札参加資格審査申請書の提出方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書を平成25年1月17日（木）から平成25年1月31日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに、総務部会計課用度係に提出しなければならない（郵送不可）。

第4 資格の有効期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日までとする。

第5 資格の取消

競争入札の参加資格を有する者が次の各号の一に該当するにいたった場合においては、当該資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

1 契約の履行に当たり、故意に物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をし、又は製造を粗雑にした者

2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

5 正当な理由がなく契約を締結又は履行しなかった者

6 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第6 その他

1 平成25年度及び平成26年度の入札参加資格決定の日までに行う競争入札については、なお従前の例による。

2 詳細について名古屋港ホームページ（<http://www.port-of-nagoya.jp/>）に掲載する。

名古屋港管理組合告示第41号

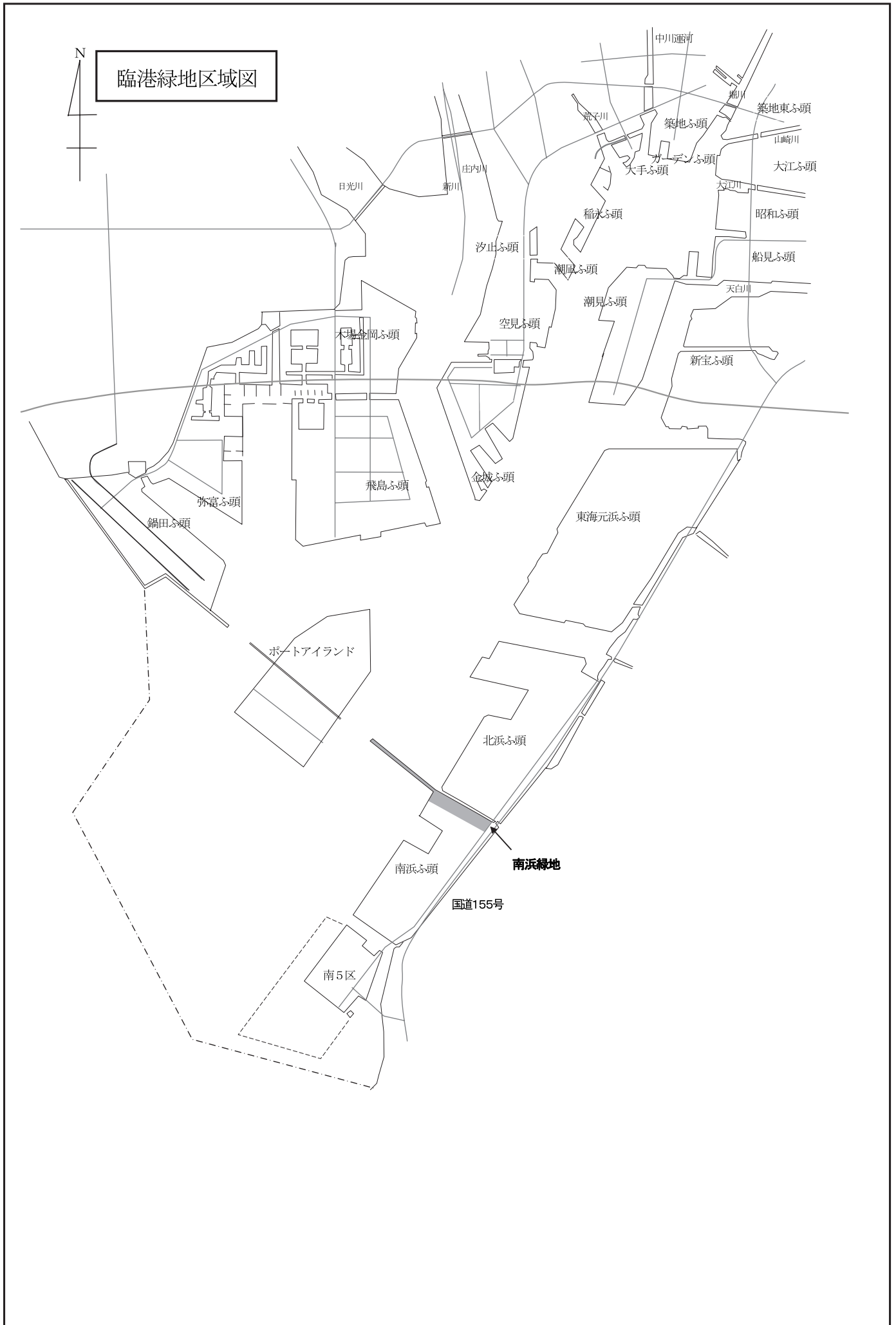
次の臨港緑地は、平成25年2月1日から当分の間、使用を停止する。

平成24年12月14日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名 称	位 置	区 域	施 設 の 概 要
南浜緑地	知多市南浜町7番 8番 9番 8番地先	別添図示	魚釣り施設（名古屋港海づり公園） 有料駐車場 散策、休息施設



議 会 事 項

名古屋港管理組合議会議員東郷哲也は、名古屋港管理組合規約第7条第2項の規定に基づき平成24年12月4日失職した。

正 誤

平成24年11月15日公報第505号目次の欄中、登載事項の区分で「規則」とあるのは、「議会事項」の誤り。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合